

海外商談会（シンガポール）出展及びネットワーキング実施業務 仕様書

1 委託業務名称

海外商談会（シンガポール）出展及びネットワーキング実施業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の目的

当財団の下記業務を代行し、滞りなく準備・運営すること

3 委託業務の内容

受託者は、以下の事務局の業務について、委託者の指示の下に代行する。

（1）商談会出展

ア MICE SHOW ASIA（10月25日～27日／シンガポール・マリーナベイ・サンズ）への出展にあたり、ブースデザイン、施工等の決定を行う。

イ 主催者とブース位置・デザイン・施工・備品調達・支払いなど、出展に必要な準備を行うとともに、出展前日、現地において正しく施工できているか、実地確認を行う。

ウ アポイント取得期間は、アポイントが適切に入るように、バイヤーに対して京都の魅力を発信する。

エ 京都ならではのギブアウェイを制作する。

（2）ネットワーキング

ア 受託者が有するバイヤーネットワークの中から、2年以内に京都でのMICE開催を検討している10名程度のバイヤーを選定し、シンガポールまで招聘する。

イ 10月25日もしくは27日（（1）の商談会の開催前、もしくは最終日）にネットワーキングイベントを開催する。会場と軽食・飲料、レイアウト調整を行い、プログラムを決定する。

ウ プレゼンテーション資料、京都ならではのギブアウェイを制作する。

（3）渡航手配業務

ア 日本・シンガポール間の3名分の渡航手配（航空券、宿泊等）を行う。

4 成果品

（1）業務の成果品は次のとおりとする。

① 業務完了報告書

② 業務を実施したことが具体的に分かる報告書（業務完了時）

※ 報告形式についてはデータ納品とする。

（2）受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、著作権人格権を行使しないものとする。

5 その他留意事項

（1）法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

（2）秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報について委託者の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。

（3）現地調査

本業務に係る現地調査について、第三者の土地等に立ち入る必要がある場合は、事前に委託者と協議の上、実施するものとする。

(4) 委託費支払時期

本業務委託契約に係る委託者から受託者への支払いは、原則履行を確認した後に支払うものとする。

ただし、3の(1)・(2)の商談会主催者・会場等への事前支払い、3の(3)の業務については、事業開始前に支払い・手配が完了することから、4の(1)で定める業務完了報告書ならびに請求書を委託者に提出した場合、委託金額の最大50%以内の範囲で受託者は委託者に対して請求することができる。

(5) 業務遂行

受託者は本業務を実施するにあたり、委託者と詳細に内容を協議し、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。また、計画的な事務の推進のため事業進行表を作成し、委託者の確認を受けること。その際に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、遅滞なく委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

以 上